

【事案Ⅵ－２】契約無効・掛金返還請求

・2022年10月25日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は、2016年6月に被申立人との間に生命共済を締結したが、本人への意向確認が十分でなく適合性原則に違反していることから、契約無効および支払済共済掛金と解約返戻金の差額の返還を求めて、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2016年6月に申立人が加入した共済契約を無効とし、本契約に支払った2,000万円と解約返戻金の差額を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、2016年6月に被申立人職員の勧めで相続税対策という名目にて「一時払養老生命共済」の契約を締結した。
- (2) 契約締結に至るまで、被申立人職員は、1日しか申立人と面会しておらず、従来行うこととなっている事前の財産診断も行っていない。
- (3) 当時82歳であった申立人は高齢かつ難聴であり、申立人の妻を介してでないと思疎通が図れない状態であった。そのような状態の中、高齢者以外の親族同席を求めることなく、十分な本人意向確認がされないまま2,000万円という高額な一時払養老生命共済を契約させられた。
- (4) 被申立人は、書面にて合意があると主張しているが、能力は0ではないものの、難解な共済契約を締結するにおいて十分な能力を有しておらず、本人が納得していない不合理な判断をさせられた。
- (5) 不本意な契約であったことから、申立人は契約からわずか2年で解約に至ったわけであり、本案件は高齢かつ難聴である申立人への意向確認が不十分であり、「適合性原則違反」と捉えている。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 一時払養老生命は、「利殖」と「相続」が前提である。一時払終身は、「相続」が前提である。加入動機の違いは、「相続」は同一であるが、存命中の財産活用を視野に入れる契約者は「利殖」を主目的として満期が到来する養老生命を選択する。

- (2) 申立人の妻からの申出ではあるが、世帯相談等申立人の妻が一括対応しており、当初から申立人と申立人の妻の契約を前提としていた。また、「一時払養老生命」は保障内容の単純性と目的(利殖と相続)から即断即決に至るケースが多々ある。財産診断は複数回提案したが多忙等を理由に断られた。契約者にとっては財産を把握されたくない等、強制力はないことから過剰アプローチはしない。
- (3) 相続人は申立人の妻と子(3人)の合計4人であるから生命保険等の非課税枠(500万円×4人)と契約金額(2,000万円)は合致している。
- (4) 一時払養老生命は、単純仕組のため十分に理解可能である。
- (5) 契約申込時においても大声や聞き返し等なく通常の直接会話ができており、契約時の申込書自署は達筆であり、申立者提出による「委任状」と比較すると問題なかったことが確認できる。

申立人と申立人の妻は担当者から説明を受けた後に同日、同内容の契約を締結しており、現時点で申立人の妻の契約は有効に継続している。また、解約時においても親族への相談がなかったことは、契約時と同様の心情であったと解することができる。あわせて、契約当初から解約後においても直接申立人および申立人の妻からの異議申立ては一度も受けていない。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第16条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。